

# 新幹線プレス

2018年12月17日

No.409

発行者 杉澤秀則

編集者 教宣部

JR東海労新幹線地本

## 診断書強要都労委第2回証人審問

### 会社側証人に対し、厳しい追及を展開！

東京車両所分会の松井輝道さんが、年休取得に対して診断書の提出を強要された問題で、昨年7月に救済を申し立てた「診断書強要都労委」。12月13日、第2回目の証人審問が行われました。

今回は会社側証人として辻・人事部人事課課長代理（当時幹鉄事窓口）、室・静岡支社人事課長（当時本社窓口）、松本人事部勤労課担当課長（現本社窓口）の3人に対して審問が行われ、反対審問では新幹線地本土川副委員長、本部本橋書記長、本部高山教宣・法対部長が弁護士役を務め、厳しい追及を展開しました。

### 会社回答に労働委員会側も疑問を呈す

辻証人は、松井組合員の苦情処理会議の事前審理において、自らが却下したにもかかわらず、「却下されました」と第三者的な陳述を行い、さすがに労働委員会側も疑問を呈し、「では誰が却下したのか」との労働委員会側からの質問に答えられない場面がありました。

また、「年休は欠勤である」という会社の主張においては、室証人、松本証人とも協約の解釈について証言したにもかかわらず、労働委員会側にはその真意が全く伝わらず、「難解ですね…」と、何を言っているのか理解できないと言われる始末でした。

このように、会社側の対応・主張の矛盾点が明らかとなり、会社の基本協約の解釈のデタラメさが浮き彫りとなりました。

### 不当労働行為を許さず闘い抜こう！

基本協約・就業規則の解釈を強引に捻じ曲げ、労基法をも無視した会社対応を糺し、団体交渉拒否・不当労働行為を許さないために、「診断書強要都労委闘争」の勝利を確信し、最後まで全力で闘い抜こう！

**次回の期日は、最終書面を提出した後の3月15日（調査）です。**